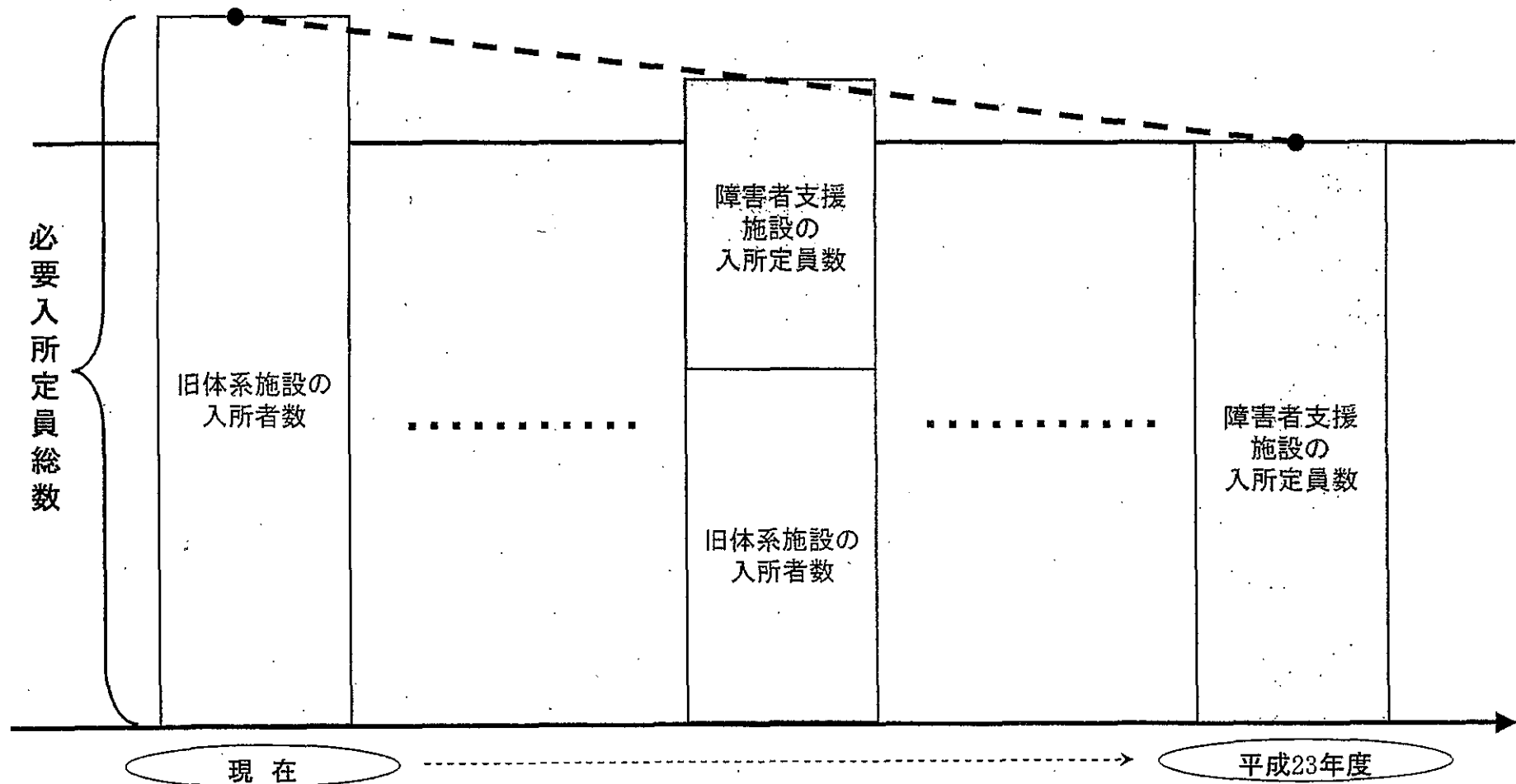


# 別紙1 障害者支援施設における「必要入所定員総数」の設定(イメージ)

## [ポイント]

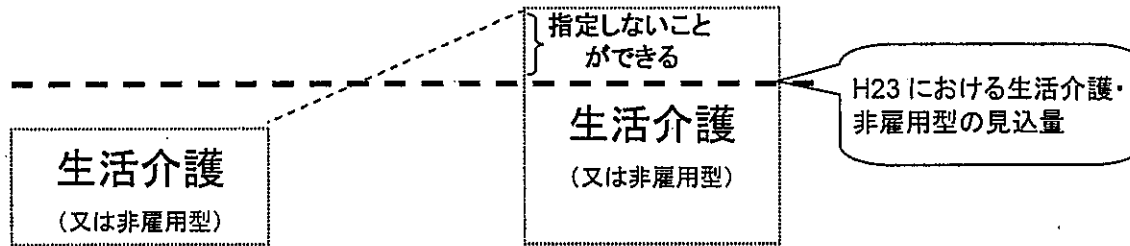
- 障害者支援施設における必要入所定員総数は、平成23年度の目標値に向けて、段階的に設定。
- 必要入所定員総数については、旧体系施設と新体系施設の入所者数を合計して管理。



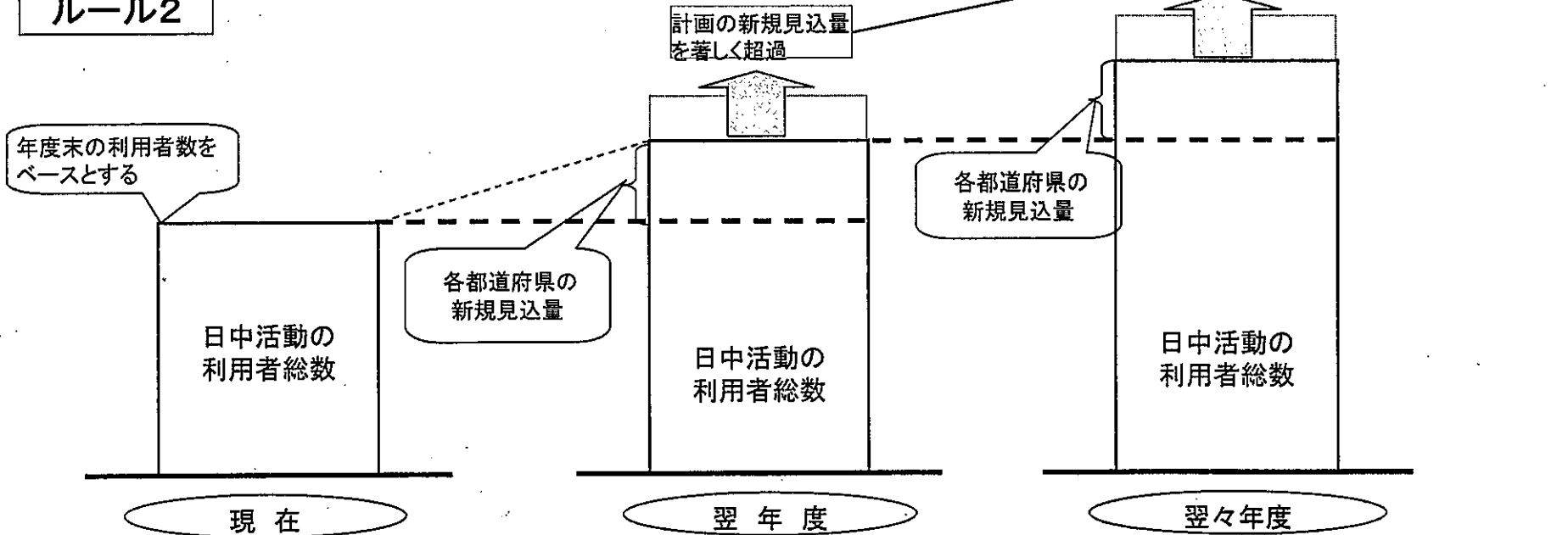
## 別紙2 「生活介護」「就労継続支援(非雇用型)」の指定の運用(イメージ)

- 平成23年度における「生活介護」「就労継続支援(非雇用型)」それぞれの見込量を超える場合は指定しないことができる(ルール1)
- 平成23年度の見込みの範囲であっても、日中活動全体の総利用者について、毎年度、各都道府県が見込む新規増分を著しく(例えば1.5倍)を超過して増加する場合、「生活介護」「就労継続支援(非雇用型)」に係る指定は行わないことができる(ルール2)

### ルール1



### ルール2

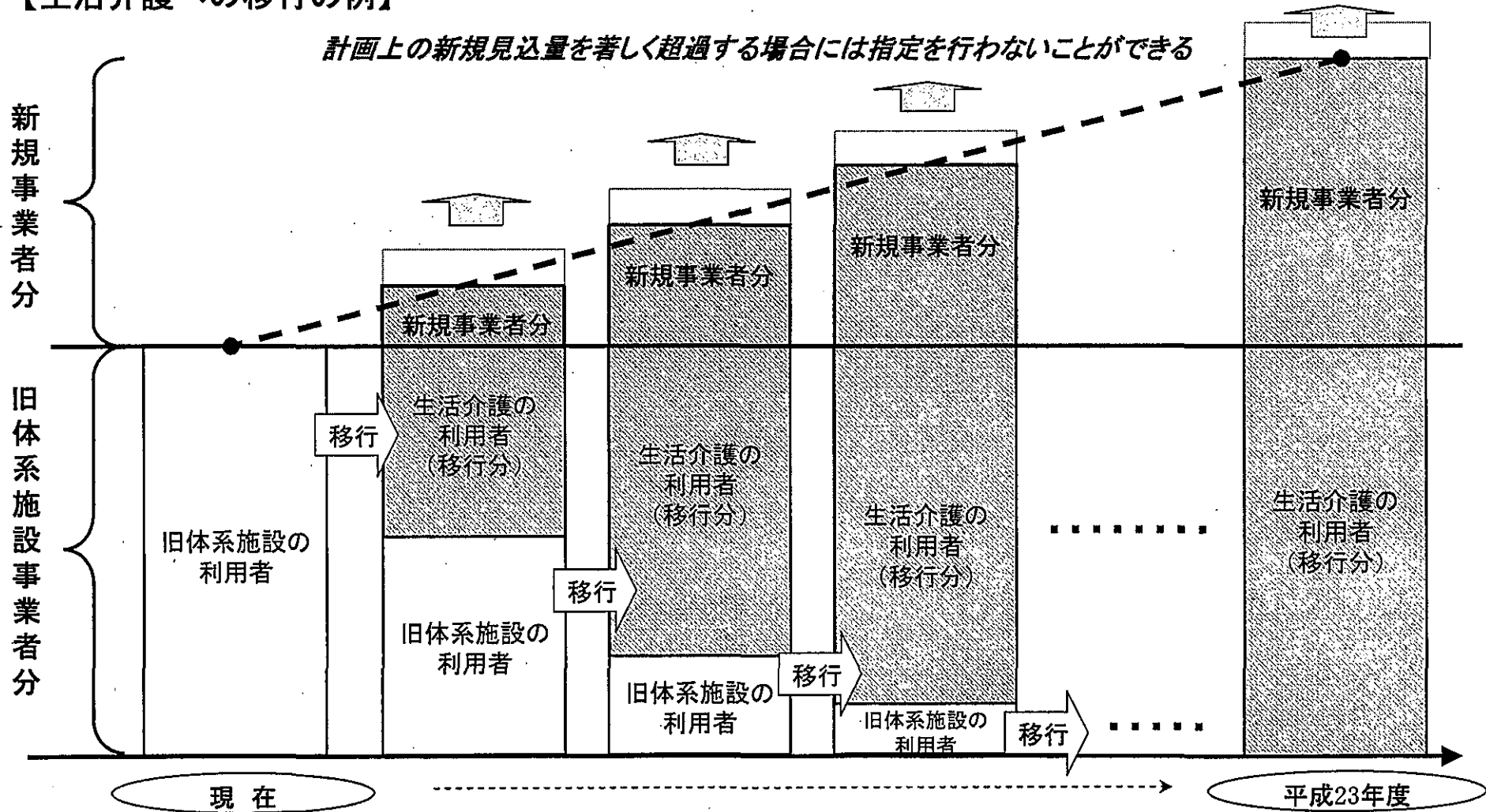


# 別紙3 「移行計画書」に基づく移行と指定の運用(イメージ)

## 【ポイント】

- 現在の利用者が円滑に新体系に移行できるよう、旧体系施設事業者の移行計画書に基づく移行については、計画の数値を上回る場合でも、指定することができる。(計画の達成に支障が生ずる場合には調整もあり得る。)
- 新規事業者については、計画の新規見込量を著しく超過する場合には、指定を行わないことができる。

## 【生活介護への移行の例】



## 別紙4 県外利用者を考慮した必要入所定員総数の算定と指定の取扱い(イメージ)

### 前提

- ① A県 入所定員数 8,000人(このほか2,000人がB県の施設に入所しており、利用者数は10,000人)  
A県障害福祉計画に定める必要入所定員総数 10,000人 とする (→定員余裕数 0人)
- ② B県 入所定員数 5,000人(A県からB県内の県外委託施設に2,000人入所しており、利用者数は3,000人)  
B県障害福祉計画に定める必要入所定員総数 4,000人 とする (→定員余裕数1,000人)



### 【以下のとおり指定の可否を判断】

☆A県知事は、A県事業者からの申請に対しては、A県の定員余裕数がないため、指定しないことが可能

☆B県知事は、A県利用者に係る施設からの申請については、指定の可否についてA県に協議

→ A県は、自県の定員余裕数がないため、指定不可である旨をB県に回答。

☆B県知事は、B県利用者に係る施設からの申請については、1,000人まで指定可能

